

四 運 技 整 第 3 8 号の2
四 運 技 技 第 1 8 号の2
四 運 技 安 第 1 4 号の2
令 和 7 年 4 月 2 2 日

四国トラック協会連合会会長 殿

国土交通省四国運輸局長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組について

平素より、運輸行政に多大なるご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっています。

令和5年11月に北海道において、タイヤのはみ出し等の不正改造が疑われる軽自動車のタイヤが走行中に脱落し、歩行者に衝突して意識不明の重体となる痛ましい事故も発生しました。

このような状況に鑑み、四国運輸局では、令和7年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、不正改造車の排除のための諸活動にお一層強力に取り組むこととしましたので、貴団体におかれましても傘下事業者に対し、別添の実施要領に基づき、積極的に不正改造車の排除に努めていただきますよう適切なお指導をお願いします。